

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう \(条文解説\)](#) 第3章 国民の権利及び義務 (20)

[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)
[教育カリキュラム](#)
[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (20)

第三章 国民の権利及び義務

「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明

憲法第34条も、人身の自由に位置し、逮捕した身柄を拘束し続けるにあたって、拘束される者に保障されるべき権利を定めています。(3-⑩を参照)

憲法第三十四条 【 抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する補償 】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護士に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

1. 語句説明

弁護士・・・刑事訴訟法上、被疑者・被告人の利益を守る事を任務とする人。原則として弁護士の中から選ばれる。

抑留・・・強制的におさえとどめおくこと。比較的短期間、身体を拘束すること。

拘禁・・・留置場などに捕えて、外に出さないこと。監禁。

公開の法廷・・・裁判を行う場合、法廷を公衆に開放して、自由に傍聴できるようにすること。

被疑者・・・犯罪を犯した疑いがある、捜査の対象とされている人。

2. 条文説明

逮捕され、身柄を拘束される者に保障される権利を規定しています。

「抑留」も「拘禁」も、身体を拘束を言います。「抑留」は、一時的な身体を拘束を言い、「拘禁」は、より継続的に比較的長期な身体を拘束を言います。

条文の前半部分「何人も理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護士に依頼する権利を与えられなければならない、抑留又は拘禁されない」とは、一般的に被疑者は法律の素人です。それに対し検察官は法律のプロです。被疑者と検察官の力の差は歴然としています。したがって、不当処罰される可能性があります。これを防止する意味で、被疑者には弁護士に依頼する権利が与えられています。なお、弁護士とは、弁護士のことです。

さらに、条文の後半部分「・・・又、何人も正当な理由が・・・弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」とは、拘禁は正当な理由がなければされない権利があり、要求があればその理由を公開の法廷で示す必要があります。理由を明確にすることで、不当な拘禁を防止しているのです。正当な理由がなければ、直ちに釈放しなければなりません。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🗺️ サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.